

利用契約書

_____（以下「保護者」という。）と株式会社ほうおう（以下「事業者」という。）は、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）において、利用児童が事業者から提供される福祉サービスについて、次の通り契約します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、利用児童及び保護者の意思を尊重し、利用児童がその有する能力および適正に応じて自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、事業者が利用児童に対して必要なサービスを適切に提供することを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和_____年_____月_____日から利用児童の受給者証に記載される障害児通所給付費支給期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の30日前までに、保護者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、また利用児童の障害児通所給付費支給期間が更新された場合、本契約は自動更新されるものとします。

（サービスの内容）

第3条 事業者は、第4条に定める個別支援計画に基づいて、別紙「重要事項説明書」に記載するサービスを提供します。

- 2 放課後等デイサービス給付費のサービスとして、別紙「重要事項説明書」に定めるサービス内容及び費用について説明を行い、保護者との合意に基づきサービスを提供します。
- 3 利用児童の意思と人格を尊重し、常に利用児童の立場に立ちサービスを提供します。

（個別支援計画）

第4条 事業者は、利用児童が置かれている環境及び日常生活全般の状況を通じて、保護者及び利用児童が希望する療育目標を設定し適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。

- 2 事業者は、利用児童の状況に応じて、6ヶ月に1回以上の見直しを行います。

- 3 個別支援計画は、その内容について保護者等に説明して、同意を得た上で作成し、内容についてはいつでも説明を求めることができます。また当該計画について、保護者に書面で交付します。

（障害児通所給付費支給申請に係る援助）

第5条 事業者は、保護者が通所給付費支給期間終了に伴う障害児通所給付費支給申請を円滑に行えるよう、保護者を援助します。

（サービス提供の記録）

第6条 事業者は、サービスを提供した際には、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に関する必要な事項をその都度記録します。

- 2 事業者は、サービス提供に関する諸記録を作成し、サービスを提供した日から5年間保存します。
- 3 保護者及び利用児童は、当該利用児童に関する1項の諸記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。

（利用料金）

第7条 事業者は、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス給付費を市町村から直接受け取り（代理受領）します。保護者は、市町村が定める定率負担額（給付費全体の1割）を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合はこの限りではありません。

- 2 保護者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所定の料金を事業者に支払います。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、あらかじめ保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明に同意を得ます。

（利用料金の支払方法）

第8条 保護者は、第7条に定める利用料金を、月毎に支払います。

- 2 事業者は、利用月の利用料金請求書を翌月15日までに保護者に発行します。
- 3 保護者は、利用月の請求額を、翌月25日までに支払います。（現金または銀行振り込みにて）
- 4 事業者は、保護者から利用料金の支払いを受けた時は領収証を発行します。

（緊急時の対応）

第9条 事業者は、サービスを提供している時に、利用児童の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族等へ連絡すると共に、協力医療機関へ連絡する等の措置を講じます。また、状況によっては医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

（守秘義務）

第10条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知りえた利用児童またはその家族に関する情報を漏らさない義務を負います。

2 事業者は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知りえた利用児童またはその家族に関する情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用児童に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用児童に関する心身等の情報を提供できるものとします。

（賠償責任）

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用児童の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかにその損害を賠償します。

（相談・苦情対応）

第12条 事業者は、保護者及び利用児童からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する要望、苦情等に対し、保護者及び利用児童の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。

2 事業者は、保護者が苦情を申立てたことを理由として、保護者及び利用児童が不利益となるような対応はいたしません。

3 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法について保護者に報告します。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第13条 事業者は、利用児童の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を図るとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

（契約の解約等）

第14条 保護者は、事業者に対して30日以上予告期間をおいて通知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2) 事業者が第10条に定める秘密義務に違反した場合
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき
 - (4) 他の利用児童が利用児童の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
- 2 事業者は、やむを得ない事業がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で告知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 保護者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上遅延し、支払いの催告にもかかわらず、10日間以内に支払わない場合
 - (2) 保護者または利用児童が、他の利用児童・事業者・職員等の生命、身体、財物、信用を傷つけることによって、本契約を継続しがたい重大な事象を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - (3) 災害時、その他やむを得ない事由により事業所を開所することができない場合
- 3 利用児童の障害児通所給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは障害児通所給付費支給期間終了に伴い障害児通所給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用児童が施設に入所した場合
 - (2) 利用児童が死亡した場合

(連携)

第15条 事業者は、サービスの提供に当たっては、他の児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、サービスの提供終了に際しては、保護者及び利用児童に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協議事項)

第16条 この契約に定められていない事項について疑義が生じたときは、事業者は、児童福祉法及び関係法令の定めるところに従い、利用児童及び保護者と信義誠実をもって協議するものとします。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、保護者及び事業者は保護者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者が署名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

利用児童 (氏名)

保護者 (氏名) 印

(住所)

(続柄)

事業所 (所在地) 富山県高岡市石瀬321番地36

(事業所名) 株式会社ほうおう
放課後等デイサービス ぽけっと

(代表者) 代表取締役 阿 原 理 絵 印